

報告第13号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和3年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和3年度

事業報告書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和3年度 事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 成年後見制度の中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、今後の成年後見制度の利用の増加に対応するため、区民後見人等養成事業として、区民後見人等養成研修事業を実施した。その後、修了者を区民後見人等候補者名簿に登録した。

また、法律・福祉の専門職による相談事業を活用しながら、制度利用者へのより専門的な支援を行った。7月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、専門職団体や相談機関・福祉関係団体との意見交換をする中で課題を共有するなど、引き続き地域連携ネットワークの強化を図った。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うとともに、新たにオンライン会議ツールを導入し、打合せや会議等をリモートで実施するなど、事業運営の工夫を講じた。

各事業の取組状況

1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 臨時社員総会 令和3年4月1日 午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について ○ 定時社員総会 令和3年5月13日 午前9時から [報告事項] 令和2年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和2年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和3年4月12日 議案第1号 副理事長の選任について ○ 第1回 令和3年4月28日 午後6時から [決議事項] 議案第2号 令和2年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第3号 令和2年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第4号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について ○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案につ

<p>理事会</p>	<p>いて理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和3年5月20日 議案第6号 理事長及び副理事長の選任について</p> <p>○ 第2回 令和3年11月1日 午後6時から [決議事項] 議案第7号 公益社団法人杉並区成年後見センター運営委員会規則の改正について [報告事項] (1) 上半期事業概要報告（令和3年度4月～9月） (2) 公益社団法人杉並区成年後見センター杉並区成年後見制度利用促進協議会設置要綱の改正について (3) 令和3年度区民後見人等養成事業の実施状況について</p> <p>○ 第3回 令和4年3月24日 午後6時から [決議事項] 議案第7号 公益社団法人杉並区成年後見センター運営委員会規則の一部改正について 議案第8号 令和4年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について 議案第9号 専門委員の選任について 議案第10号 苦情解決委員の選任について 議案第11号 運営委員会の委員の選任について 議案第12号 理事の選任及び社員総会への付議について 議案第13号 臨時社員総会の開催について</p>
------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回 令和3年4月9日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督130号 初回報告について ・ 監督125号 定期報告について ○ 第2回 令和3年5月14日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 法人後見事務審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督131号 初回報告について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度事業報告、令和3年度事業計画について ○ 第3回 令和3年6月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 法人後見事務審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見5号 定期報告について ・ 法人後見7号 定期報告について 後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督120号 定期報告について ・ 監督117号に対する後見終了後の対応策について 監督117号 終了報告について ・ 監督132号 初回報告について ○ 第4回 令和3年7月9日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 ○ 第5回 令和3年8月6日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督116号 定期報告について ・ 監督132号に対する後見終了後の対応案について 監督132号 終了報告について ・ 監督123号に対する後見終了後の対応案について 監督123号 終了報告について ○ 第6回 令和3年9月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 5件
--------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7回 令和3年10月8日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 その他 ・杉並区成年後見センター運営委員会規則の改正について ○ 第8回 令和3年11月12日 午後1時30分から 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 ・監督133号 初回報告について ○ 第9回 令和3年12月10日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・監督118号 定期報告について ・監督122号 定期報告について ・監督127号 定期報告について ○ 第10回 令和4年1月14日 午後1時30分から 議事 事例審議 6件 後見監督事務審議 ・監督112号 定期報告について ・監督128号 定期報告について ○ 第11回 令和4年2月18日 午後1時30分から 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・法人後見7号に対する補助終了後の対応案について ○ 第12回 令和4年3月11日 午後1時30分から 議事 事例審議 3件 法人後見事務審議 ・法人後見2号 定期報告について ・法人後見7号 終了報告について その他 ・令和4年度 運営委員会開催日程（予定）について
--------------	---

2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

事業項目	実施内容
講演会の実施	○ 講演会 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、不特定多数が集まる講演会の開催は見送った。

(2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。区民後見人等養成研修事業は3年ごとに行っており、令和3年度はその実施年度であった。養成研修は、基礎講座とその修了生を対象とした実務研修を計8日間におわたって実施した。内容は、制度を必要とする区民の意思決定支援に主眼をおいた。

また、区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。なお、後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や周知・広報の事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容
区民後見人等養成研修	○ 講座名「すぎなみ地域大学 区民後見人基礎講座」 主 催 杉並区区民生活部地域課 協働推進係 運 営 杉並区成年後見センターが受託 主な内容 成年後見制度の理念と概要、成年後見人等の役割、関連制度など 期 間 事前説明会 1回（令和3年6月26日(土)） 基礎講座 全5回 25時間 （令和3年10月9日(土)～11月27日(土)） 参加者 事前説明会 32名 基礎講座受講者 18名 修了者 18名

<p>区民後見人等 養成研修</p>	<p>○ 講座名「区民後見人等養成研修（実務研修）」 主 催 杉並区成年後見センター 主な内容 後見業務の実務と倫理規範、意思決定支援について、 専門職後見人との意見交換など 期 間 全3回 10時間 (令和3年12月18日(土)～令和4年2月5日(土)) 参加者 実務研修受講者 16名 修了者 14名</p> <p>○ 区民後見人等候補者名簿登録選考 日 時 令和4年2月26日(土) 午後1時～ 評価項目 成年後見制度についての小論文、面接 基礎講座及び実務研修の出席状況 参加者 登録選考希望者 12名 合格者 9名</p> <p>○ 区民後見人等候補者名簿への新規登録予定者 9名</p>
<p>区民後見人等の 育成・支援</p>	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 フォローアップ研修 ①～④のいずれかに参加 ①日 時 令和3年10月9日(土) 午後2時～4時 内 容 「成年後見制度の課題と展望」 講 師 杉並区成年後見センター理事長 ②日 時 令和3年10月30日(土) 午後1時～4時 内 容 「契約・相続・遺言の基礎知識」 講 師 杉並区成年後見センター専門委員 ③日 時 令和3年11月13日(土) 午前10時～12時 内 容 「後見業務における身上保護の方法」 講 師 権利擁護センターぱあとなあ東京 社会福祉士 ④日 時 令和3年11月13日(土) 午後1時～3時 内 容 「後見業務における財産管理の方法」 講 師 成年後見センターリーガルサポート東京支部 司法書士 <p>①～④出席者合計 21名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回 フォローアップ研修 日 時 令和4年1月22日(土) 午後2時～4時 内 容 ①特別養護老人ホームの生活と成年後見人等の役割 ②区民後見人としての実践報告(2事例)

区民後見人等の 育成・支援	<p>講師 社会福祉法人浴風会第二南陽園 相談員 発表者 区民後見人 2名 出席者 21名</p> <p>○ 区民後見人等の活用と支援 区民後見人登録者 22名（令和4年3月31日現在） （登録者22名の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名 ・ 区民後見人養成研修修了者 21名 （平成21年度修了者2名、平成24年度修了者2名、 平成27年度修了者4名、平成30年度修了者13名） <p>・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="523 831 1350 1010"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 区民後見人受任状況 当初受任件数 : 15件（前年度から継続の件数） 新規受任件数 : 2件 合計受任件数 : 17件 終了件数 : 3件（本人死亡による） 令和4年3月31日現在の受任件数 : 14件</p> <p>・ 区民後見人登録者のうち未受任者数 : 11名</p> <p>・ その他の活動状況（令和3年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人後見支援員 3名 事務支援員 2名 事業支援員 4名 地域福祉権利擁護事業生活支援員 5名 	令和3年度		令和2年度		推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数	2	2	6	5
令和3年度		令和2年度											
推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数										
2	2	6	5										

(3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。

前年度に引き続き、区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等により周知活動を行った。その他、区民向けの催事や、障害者・高齢者を対象とした催事での周知活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための催事の縮小、中止等の措置があったため、最小限度の活動に留めている。

また、地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣要請に応じ、積極的に制度説明等を行った。

事業項目	実施内容										
パンフレットの配布	<p>○ パンフレットの配布 ケア 24 や障害者地域相談支援センター等の区内関係機関へ配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。</p> <p style="text-align: center;">配布か所(区内) 99 か所 配布総数 2,199 部</p>										
周知活動	<p>○ 周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和3年8月30日(月)、31日(火)の2日間 ・社会福祉法人浴風会「つながるフェスタ」 中止 ・「すぎなみフェスタ」 中止 ・障害者週間事業におけるロビー展示・スライド投映 令和3年11月29日～12月3日 ※「ふれあいフェスタ」は中止 										
説明会・研修会等への対応	<p>○ 区民や関係機関職員を対象にした、成年後見制度についての説明会及び研修会への参加要請に応じ、説明を行った。 (一般区民対象3回、関係機関対象3回)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月日</th> <th>内容等</th> <th>主催・対象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">R3. 5. 20</td> <td>新任職員向け権利擁護研修会</td> <td>杉並区主催 ケア 24・ケアナビ 介護保険サービス事業者の新任職員</td> <td style="text-align: center;">27</td> </tr> </tbody> </table>	回	月日	内容等	主催・対象	参加者数	1	R3. 5. 20	新任職員向け権利擁護研修会	杉並区主催 ケア 24・ケアナビ 介護保険サービス事業者の新任職員	27
回	月日	内容等	主催・対象	参加者数							
1	R3. 5. 20	新任職員向け権利擁護研修会	杉並区主催 ケア 24・ケアナビ 介護保険サービス事業者の新任職員	27							

	2	R3. 6. 5	税理士による成年後見 制度講演会と相談会	東京税理士会杉 並・荻窪支部共催 一般区民	29
	3	R3. 9. 16	「成年後見制度の概要 と手続きについて」 ～意思決定支援とは～	区内 NPO 法人主催 会員(一般区民)	17
	4	R4. 1. 24	成年後見センターの支 援の現状と区長申立て について	福祉事務所職員	12
	5	R4. 1. 31	家族介護教室「成年後見 制度のしくみと手続き について」	ケア 24 久我山主催 一般区民	20
	6	R4. 2. 8	成年後見制度の概要と 区長申立てについて	高井戸保健センター 保健師等	16

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、申立て手続き支援として、制度の必要性についての有無を確認後、初回相談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な相談支援を実施した。また、後見人支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援を行った。

さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民への支援を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

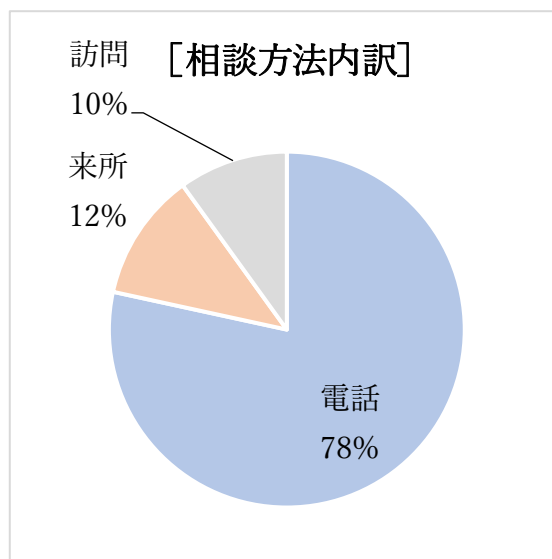
事業項目	実施内容																																													
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して7%の増加であった。また、電話相談は増えているが、来所相談、訪問相談はほぼ横ばいで、度重なる新型コロナウイルスの感染拡大等の影響が続いているものと考えられる。</p> <p>相談対象者の構成比は、認知症が52%、精神疾患16%、知的障害9%、脳機能障害10%、高齢者10%、身体障害者1%、その他2%となっている。</p> <p>主な相談者の構成比は、本人、親族からの相談が26%（内訳は本人6%、親・子・配偶者12%、その他の親族8%）、関係機関からの相談は53%、後見受任者14%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位：件） ※下段（ ）は新規相談で内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>317</td> <td>261</td> <td>335</td> <td>266</td> <td>283</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(47)</td> <td>(40)</td> <td>(56)</td> <td>(47)</td> <td>(42)</td> <td>(52)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>334</td> <td>329</td> <td>319</td> <td>324</td> <td>283</td> <td>322</td> <td>3,668</td> </tr> <tr> <td>うち新規</td> <td>(52)</td> <td>(43)</td> <td>(57)</td> <td>(40)</td> <td>(45)</td> <td>(39)</td> <td>(560)</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	317	261	335	266	283	295	うち新規	(47)	(40)	(56)	(47)	(42)	(52)	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	334	329	319	324	283	322	3,668	うち新規	(52)	(43)	(57)	(40)	(45)	(39)	(560)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																								
相談件数	317	261	335	266	283	295																																								
うち新規	(47)	(40)	(56)	(47)	(42)	(52)																																								
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																							
相談件数	334	329	319	324	283	322	3,668																																							
うち新規	(52)	(43)	(57)	(40)	(45)	(39)	(560)																																							

相談事業
の実施

[相談方法内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

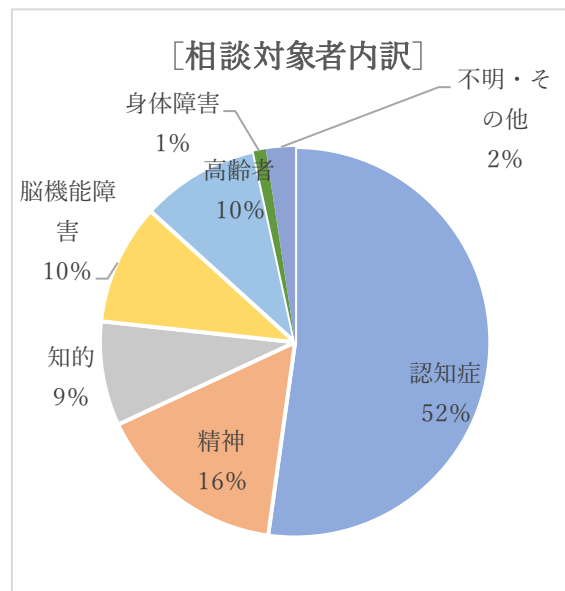
	3年度	2年度
電話	2,876 (470)	2,666 (491)
来所	427 (86)	391 (73)
訪問	365 (4)	374 (6)
計	3,668 (560)	3,431 (570)



[相談対象者内訳]

(単位:件) () 書は新規相談で内数

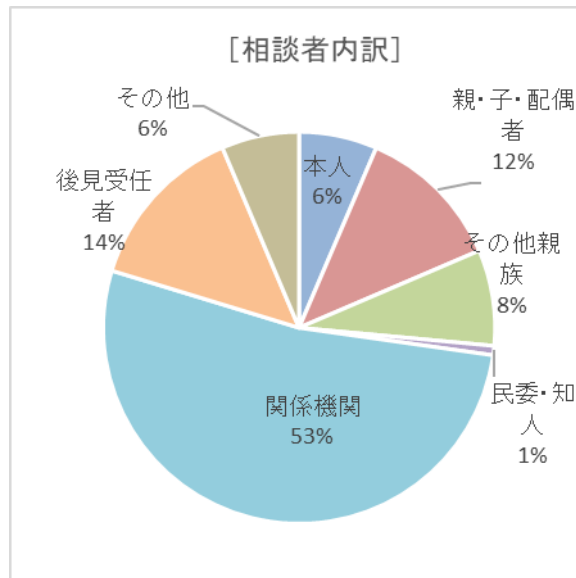
	3年度	2年度
認知症	1,915 (312)	1,574 (211)
精神疾患	582 (49)	624 (60)
知的障害	317 (31)	261 (28)
脳機能障害	367 (36)	175 (32)
高齢者	362 (81)	495 (131)
身体障害者	37 (8)	70 (10)
不明・その他	88 (43)	232 (98)
計	3,668 (560)	3,431 (570)



相談事業
の実施

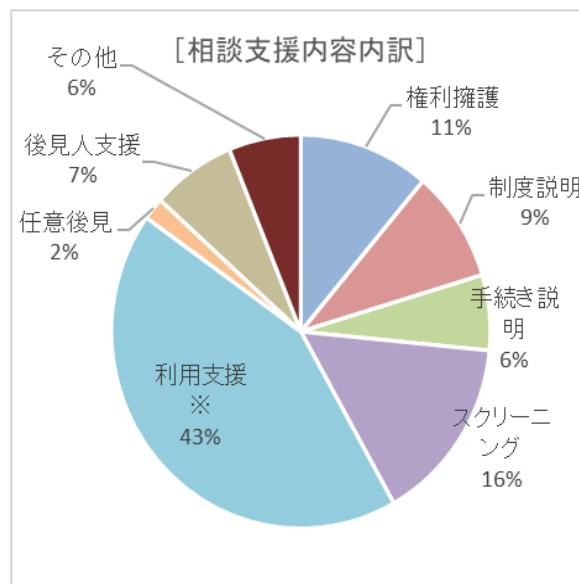
[相談者内訳] (単位：件数)

	3年度	2年度
本人	295	380
親・子・ 配偶者	554	469
その他親族	362	384
民委・知人	35	72
関係機関	2400	2,254
後見受任者	635	584
その他	293	348
計	4,574	4,491



[相談支援内容内訳] (単位：件数)

	3年度	2年度
権利擁護	492	470
法定後見 制度説明	407	379
手続き説明	273	262
スクリーニング	676	654
利用支援※	1,898	1,678
任意後見	81	88
後見人支援	317	321
その他	272	288
計	4,416	4,140



※ 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

<p>相談事業の実施</p>	<p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。 実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く） ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p> <p>[月別専門相談実施数] （単位：件数）</p> <table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>133</td> </tr> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	8	7	7	10	13	11		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	15	13	14	11	11	13	133
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	8	7	7	10	13	11																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	15	13	14	11	11	13	133																										
<p>申立て手続き支援の実施</p>	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>3年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,753</td> <td>1,485</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>65</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>23</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>57</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,898</td> <td>1,678</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年度</th> <th>2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>126人</td> <td>135人</td> </tr> </tbody> </table>	支援の内容	3年度	2年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,753	1,485	書類作成支援	65	83	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	23	36	その他	57	74	合計	1,898	1,678		3年度	2年度	支援対象者人数	126人	135人								
支援の内容	3年度	2年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,753	1,485																															
書類作成支援	65	83																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	23	36																															
その他	57	74																															
合計	1,898	1,678																															
	3年度	2年度																															
支援対象者人数	126人	135人																															

申立て手続き支援の実施	○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。(単位：件)												
	項目	内訳	3年度						2年度				
		推薦件数※			推薦後の選任件数			推薦件数	推薦後の選任件数				
		①	②	③	①	②	③						
第三者後見人候補者紹介	弁護士	1	1	0	1	1	0	3	4				
	司法書士	20	16	23	19	11	19	23	26				
	社会福祉士	26	9	1	20	5	1	29	31				
	税理士	3	0	0	2	0	0	2	3				
	計	50	26	24	42	17	20	57	64				
	合計	100			79								
鑑定医紹介		紹介件数			0			紹介件数	0				
職員研修の実施	<p>※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、</p> <p>①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数</p> <p>②専門委員への諮問に基づく推薦件数</p> <p>③事務局及び関係行政機関との協議に基づく推薦件数</p> <p>に分けて専門職種別に集計している。</p> <p>推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。</p> <p>※ 令和3年度の運営委員会における候補者推薦審議の状況については、資料1参照。資料1では、第三者後見人等候補者の推薦50件に加え、区民後見人の推薦2件、合計52件の審議状況を記載している。</p>												
	<p>○ 区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確な対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。</p> <p>・内部研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理等研修</td> <td> 法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。 ①成年後見制度に関連する他の制度を学ぶ 日時：令和3年10月23日・11月27日 講師：消費者センター所長、あんしんサポート係長等 ②知的障害、精神障害、認知症の対象者の理解 日時：令和3年10月23日 講師：障害者団体代表理事、精神科医師等 ③契約、相続、遺言に関する法律について </td> </tr> </tbody> </table>										区分	研修内容等	法律・財産管理等研修
区分	研修内容等												
法律・財産管理等研修	法律職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で随時実施した。 ①成年後見制度に関連する他の制度を学ぶ 日時：令和3年10月23日・11月27日 講師：消費者センター所長、あんしんサポート係長等 ②知的障害、精神障害、認知症の対象者の理解 日時：令和3年10月23日 講師：障害者団体代表理事、精神科医師等 ③契約、相続、遺言に関する法律について												

	<p>日時：令和3年10月30日 講師：成年後見センター専門委員(弁護士) ④身上保護と財産管理について 日時：令和3年11月13日 講師：リーガルサポート、ぱあとなあの専門職</p>																								
	<p>・外部研修</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">研修内容</th> <th style="width: 20%;">主催</th> <th style="width: 20%;">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推進機関テーマ別研究会議</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用促進体制整備 応用研修</td> <td>全国社会福祉協議会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>成年後見推進機関連絡会議</td> <td>東京都福祉保健局</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用促進計画に係る家裁との連絡会</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用者支援区市町村連絡会</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ハラスメント研修</td> <td>杉並区社会福祉協議会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護研修</td> <td>杉並区社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	研修内容	主催	参加人数	推進機関テーマ別研究会議	東京都社会福祉協議会	2	利用促進体制整備 応用研修	全国社会福祉協議会	1	成年後見推進機関連絡会議	東京都福祉保健局	2	利用促進計画に係る家裁との連絡会	東京都社会福祉協議会	2	利用者支援区市町村連絡会	東京都社会福祉協議会	2	ハラスメント研修	杉並区社会福祉協議会	1	個人情報保護研修	杉並区社会福祉協議会	2
研修内容	主催	参加人数																							
推進機関テーマ別研究会議	東京都社会福祉協議会	2																							
利用促進体制整備 応用研修	全国社会福祉協議会	1																							
成年後見推進機関連絡会議	東京都福祉保健局	2																							
利用促進計画に係る家裁との連絡会	東京都社会福祉協議会	2																							
利用者支援区市町村連絡会	東京都社会福祉協議会	2																							
ハラスメント研修	杉並区社会福祉協議会	1																							
個人情報保護研修	杉並区社会福祉協議会	2																							

(5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	3年度	2年度
	申立て費用助成	0	0
	後見報酬助成	6	5

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや疑問の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人勉強会	<p>親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談内容に対し、個別対応を行った。</p> <p>○「親族後見人のための勉強会」</p> <p>日 時 令和4年2月4日（金）午後2時から4時</p> <p>内 容 「最新の東京家庭裁判所の動きを含めた後見事務について」</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター 非常勤専門職員 (弁護士)</p> <p>参加者数 6名（全登録者 27件）</p> <p>○当日の個別相談件数 3件</p>

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センターが行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携を強化した。また、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、杉並区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<p>○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議等を含む)</p> <p>参加回数 47回</p> <p>○ 杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当） との定期業務連絡会</p> <p>開催回数 12回（原則毎月開催）</p>

	<p>○ 東京都福祉保健局主催の連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援区市町村連絡会 2回 ・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1回 ・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1回 <p>○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1回 (東京家庭裁判所主催)</p> <p>○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会</p> <p>日 時 令和3年7月20日(火)午後3時～5時</p> <p>出席者 参加18団体中 15名 関係行政機関 5名</p> <p>内 容 テーマ「本人の意思決定支援への課題」</p> <p>○令和2年度に実施した協議会では、①後見人部会と②地域支援部会のそれぞれの立場から、テーマに関連する課題を挙げ、その課題が生じる背景を共有し、解決策について意見交換を行った。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンライン会議で開催</p>
--	--

【法人後見事務】

(8) 法人後見事務

令和3年度の新たな受任案件はなかったため、令和3年度の受任件数は令和2年度から継続の3件となる。

事業項目	実施内容																
法人後見事務	○ 法人後見事務 令和3年度の受任件数 3件																
	<table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19.12.26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援</td></tr><tr><td>H29.4.5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理 福祉サービス利用支援、他</td></tr><tr><td>R2.3.27</td><td>高齢者 (認知症)</td><td>補助</td><td>財産の管理 福祉サービス利用支援 ※令和4年1月29日死亡。生前は本人の意向による施設での看取りの手続き支援等を行った。また、終了事務を実施した。</td></tr></tbody></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援	H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他	R2.3.27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 ※令和4年1月29日死亡。生前は本人の意向による施設での看取りの手続き支援等を行った。また、終了事務を実施した。
	審判日	種別	類型	主な後見事務													
	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援													
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他														
R2.3.27	高齢者 (認知症)	補助	財産の管理 福祉サービス利用支援 ※令和4年1月29日死亡。生前は本人の意向による施設での看取りの手続き支援等を行った。また、終了事務を実施した。														

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行う必要がある。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和2年度から継続している15件に加え、当該年度は新たに2件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和3年度の受任件数は17件となった。なお、成年被後見人等の死亡により3件が終了したため、令和4年3月末現在の後見監督人受任件数は14件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和3年度の受任件数 17件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27.12.18	高齢者 (認知症)	後見		①身上保護面を中心に、賃貸住宅の解約や相続手続き等についての区民後見人等への支援 ②定期報告及び終了事務の支援
	H28.10.13	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30.5.9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30.8.14	高齢者 (認知症)	後見	令和3年5月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	H30.8.17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31.2.24	高齢者 (認知症)	後見		
	R1.9.3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1.11.5	高齢者 (認知症)	後見	令和3年7月死亡により終了。 終了事務を行った。	
	R1.12.16	障害者 (知的)	後見		
	R1.12.26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2.8.18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2.10.12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3.1.19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3.2.9	高齢者 (認知症)	後見		
	R3.3.16	高齢者 (認知症)	後見		
R3.4.5	高齢者 (認知症)	後見	令和3年7月死亡により終了。 終了事務を行った。		
R3.8.11	高齢者 (認知症)	後見			

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容		
区長申立て支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件)		
		3年度	2年度
	区長申立て事務支援	50	41

3 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和3年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

令和3年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第1回 (4月)	1			○			○	○		81			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	2			○			○		○	82	○				○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	3			○			○	○		92		○			○					社会福祉士	社協あんしんサポート
第2回 (5月)	4			○			○		○	46			○				○			司法書士	区保健センター
	5			○			○	○		81			○		○					社会福祉士	ケアマネジャー
	6			○			○	○		53			○					○		社会福祉士	病院、区障害者施策課
	7		○				○	○		69				○	○					社会福祉士	医療刑務所
	8				○			○		79			○		○					司法書士	区高齢者在宅支援課
第3回 (6月)	9			○			○		○	88		○		○						社会福祉士	地域包括支援センター
	10			○			○		○	88			○		○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	11			○			○		○	85			○		○					区民後見人	社協あんしんサポート
第4回 (7月)	12			○			○	○		75			○					○	○	社会福祉士	福祉事務所
	13			○			○		○	64			○				○	○		税理士	福祉事務所
	14			○			○		○	84	○				○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	15			○			○	○		83			○					○		社会福祉士	病院
第5回 (8月)	16			○			○		○	91			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	17			○			○		○	89			○					○		社会福祉士	地域包括支援センター
	18			○			○		○	77		○		○						社会福祉士	ケアマネジャー
第6回 (9月)	19			○			○	○		93			○	○						社会福祉士	ケアマネジャー
	20	○			○			○		93		○						○		司法書士	ケアマネジャー
	21			○			○		○	86		○		○						弁護士	ケアマネジャー
	22			○			○		○	90	○				○			○		税理士	社協あんしんサポート
	23			○			○	○		74		○						○		社会福祉士	地域包括支援センター
	24			○			○	○		53	○				○					社会福祉士	区障害者福祉課
計		1	1	22	1	0	23	11	13	-	4	6	12	2	15	1	2	6	3	弁護士 司法書士 社会福祉士 税理士 区民後見人	1 8 12 2 1

令和3年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第7回 (10月)	25			○			○		○	89			○		○					税理士	社協あんしんサポート
	26		○				○		○	92	○							○		司法書士	ケアマネジャー
	27			○			○	○		33			○			○				社会福祉士	区障害者施策課
	28			○			○		○	84		○			○					社会福祉士	社協あんしんサポート
第8回 (11月)	29		○				○	○		56		○			○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	30			○			○		○	70	○					○				社会福祉士	区障害者施策課
	31			○			○	○		66			○			○				社会福祉士	区障害者施策課
	32			○			○	○		74		○			○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	33			○			○		○	86			○		○					社会福祉士	ケアマネジャー
	34			○			○	○		74			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	35			○			○	○		80			○		○					社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
第9回 (12月)	36			○			○	○		80			○					○		社会福祉士	社協あんしんサポート
	37			○			○		○	87			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	38		○				○	○		73			○					○		社会福祉士	病院
	39			○			○		○	88	○				○					司法書士	地域包括支援センター
第10回 (1月)	40			○			○		○	73			○				○			社会福祉士	区保健センター
	41			○			○		○	79			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	42			○			○		○	94		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	43			○			○	○		81		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	44		○				○		○	84		○			○					司法書士	地域包括支援センター
	45			○			○	○		92			○		○					社会福祉士	社協あんしんサポート
第11回 (2月)	46			○			○		○	81	○				○					社会福祉士	ケアマネジャー
	47		○				○	○		73	○				○					区民後見人	社協あんしんサポート
	48			○			○	○		72	○				○					司法書士	地域包括支援センター
	49			○			○		○	79			○		○					社会福祉士	区高齢者在宅支援課
第12回 (3月)	50			○			○	○		57		○			○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	51			○			○	○		74			○		○					社会福祉士	病院
	52			○			○		○	84		○			○					司法書士	社協あんしんサポート
計		0	5	23	0	0	28	14	14	-	6	8	14	0	21	3	1	3	0	弁護士 0 司法書士 12 社会福祉士 14 税理士 1 区民後見人 1	
年間計		1	6	45	1	0	51	25	27	-	10	14	26	2	36	4	3	9	3	弁護士 1 司法書士 20 社会福祉士 26 税理士 3 区民後見人 2	

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 16 期

(令和3年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

貸借対照表

令和4年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,469,491	12,075,848	△ 2,606,357
未 収 金	0	0	0
仮 払 金	1,370	0	1,370
流動資産合計	9,470,861	12,075,848	△ 2,604,987
資産合計	9,470,861	12,075,848	△ 2,604,987
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	4,145,168	6,142,809	△ 1,997,641
未払費用	2,026,305	2,629,346	△ 603,041
預り金	299,388	303,693	△ 4,305
流動負債合計	6,470,861	9,075,848	△ 2,604,987
負債合計	6,470,861	9,075,848	△ 2,604,987
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	9,470,861	12,075,848	△ 2,604,987

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	3,163,975	2,018,000	1,145,975
受取利息	269	389	△ 120
負担金収入	35,470,423	29,465,979	6,004,444
受取寄附金	0	0	0
経常収益計	38,634,667	31,484,368	7,150,299
(2) 経常費用			
① 事業費	31,306,677	25,339,585	5,967,092
給料手当	17,954,742	13,211,948	4,742,794
法定福利費	3,536,553	2,875,891	660,662
福利厚生費	80,557	77,020	3,537
その他の報酬	3,642,226	3,069,684	572,542
消耗品費	313,636	360,365	△ 46,729
事務用品費	88,853	157,098	△ 68,245
賃借料	1,863,960	2,110,703	△ 246,743
保険料	137,510	139,490	△ 1,980
修繕費	59,061	237,006	△ 177,945
旅費交通費	85,446	85,844	△ 398
通信費	506,074	489,589	16,485
支払手数料	143,062	137,192	5,870
広告宣伝費	402,600	631,170	△ 228,570
業務委託費	418,000	396,000	22,000
研修費	0	40,000	△ 40,000
分担金	357,767	326,965	30,802
助成費用	1,716,630	993,620	723,010
雑費	0	0	0
② 管理費	7,327,990	6,144,783	1,183,207
役員報酬	981,000	839,000	142,000
給料手当	3,126,908	2,188,017	938,891
法定福利費	1,761,981	1,587,142	174,839
福利厚生費	22,126	26,981	△ 4,855
その他の報酬	207,000	243,000	△ 36,000
消耗品費	134,413	154,442	△ 20,029
事務用品費	27,711	59,368	△ 31,657
通信費	162,027	158,255	3,772
賃借料	414,072	414,072	0
修繕費	124,312	200,574	△ 76,262
業務委託費	82,500	27,500	55,000
研修費	0	0	0
支払手数料	130,612	106,304	24,308
分担金	153,328	140,128	13,200
経常費用計	38,634,667	31,484,368	7,150,299
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	3,163,975	0	0	3,163,975
受取利息	269	0	0	269
負担金収入	28,142,433	7,327,990		35,470,423
経常収益計	31,306,677	7,327,990	0	38,634,667
(2) 経常費用				
①事業費	31,306,677	0	0	31,306,677
給料手当	17,954,742	0	0	17,954,742
法定福利費	3,536,553	0	0	3,536,553
福利厚生費	80,557	0	0	80,557
その他の報酬	3,642,226	0	0	3,642,226
消耗品費	313,636	0	0	313,636
事務用品費	88,853	0	0	88,853
賃借料	1,863,960	0	0	1,863,960
保険料	137,510	0	0	137,510
修繕費	59,061	0	0	59,061
旅費交通費	85,446	0	0	85,446
通信費	506,074	0	0	506,074
支払手数料	143,062	0	0	143,062
広告宣伝費	402,600	0	0	402,600
業務委託費	418,000	0	0	418,000
研修費	0	0	0	0
分担金	357,767	0	0	357,767
助成費用	1,716,630	0	0	1,716,630
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	7,327,990	0	7,327,990
役員報酬	0	981,000	0	981,000
給料手当	0	3,126,908	0	3,126,908
法定福利費	0	1,761,981	0	1,761,981
福利厚生費	0	22,126	0	22,126
その他の報酬	0	207,000	0	207,000
消耗品費	0	134,413	0	134,413
事務用品費	0	27,711	0	27,711
通信費	0	162,027	0	162,027
賃借料	0	414,072	0	414,072
修繕費	0	124,312	0	124,312
業務委託費	0	82,500	0	82,500
研修費	0	0	0	0
支払手数料	0	130,612	0	130,612
分担金	0	153,328	0	153,328
経常費用計	31,306,677	7,327,990	0	38,634,667
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	24,829,599	24,829,599	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	10,640,824	10,640,824	0	

4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位:円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	24,829,599	未払金	(3,943,401)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

6. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

該当なし。

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

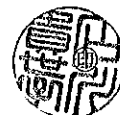
貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	5,593,809
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	401,155
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	474,527
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	仮払金	所得税仮払金	令和3年所得税過誤納支払金	1,370
流動資産合計				9,470,861
資産合計				9,470,861
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付未払額	3,943,401
	未払金	杉並区社会福祉協議会に対する未払額	杉並区社会福祉協議会よりの負担金精算に伴う還付未払額	201,767
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	事業費及び管理費の事業年度末経費未払額	2,026,305
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	299,388
流動負債合計				6,470,861
負債合計				6,470,861
正味財産				3,000,000

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

令和4年4月2日
公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 石川 貴世子



監事 三田 利春



私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和4年度

事業計画書
収支予算書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和4年度

事業計画書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和4年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が目標として掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、以下の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、今後の新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、感染対策を十分に行うとともに、活動方法を様々工夫して進めていく。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と強固に連携し、必要に応じたさらなる機能整備や、体制強化について検討していく。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、主催、若しくは他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

○法人主催の講演会 年2回

○他団体との協働実施による講演会 年1回

(2) 区民後見人等養成・支援事業

令和3年度に実施した区民後見人等養成研修により養成した新規登録者をはじめ、区民後見人等候補者名簿登録者に対して、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。

また、後見人受任までの待機期間中の支援として、フォローアップ研修を実施するとともに、事業支援員、法人後見支援員として活用する事業を行う。

○区民後見人フォローアップ研修 年2回

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページといった媒体を通じて、成年後見制度の仕組みや制度の利用促進を周知するとともに、当法人事業の広報を行うほか、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加と協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

また、杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動を行うとともに、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

○パネル展示・催事での出展等 年3回

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者、その家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施し、成年後見制度の利用相談事業を行う。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な相談支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、随時対応する。

さらに、専門相談事業を通じて、専門職による制度利用開始前及び開始後にける利用者の支援を充実させる。

○専門相談 月8回

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

収入や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

(申立て費用助成事業)

申立人が収入や資産が少ないために、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の収入や資産が少ないために、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

○親族後見人勉強会 年1回

(7) 関係機関との連携強化のための事業

「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催する。協議会を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻くチームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

また、区民の福祉と暮らしのサポート拠点であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例対応、高齢者虐待対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能を果たしていく。

さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）との業務連絡会を毎月開催し、相談ケースについての課題共有に努め、両制度の迅速かつ適切な利用を推進していく。

◆ 法人後見事務

(8) 法人後見事務

成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

個別事案における区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対し適切な指導監督を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

【法人管理業務】

（１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営と法定書類の作成・備置き・開示と定期提出書類の提出などの法人情報開示を適切に行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要に応じ見直しを行う。

収 支 予 算 書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	945,000	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	500	
負担金収入	39,112,703	杉並区 28,226,622 円、杉並社協 10,886,081 円
経常収益計	<u>40,058,203</u>	

(2) 経常費用

① 事業費

① 事業費	32,372,021	
給料手当	17,867,309	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	3,812,535	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	106,222	
その他の報酬	4,705,420	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	390,600	
事務用品費	133,000	
賃借料	1,028,851	サーバー・端末 PC リース料、相談管理システム
保険料	143,000	
修繕費	111,440	
旅費交通費	220,800	
通信費	515,000	電話利用料他
支払手数料	149,800	
広告宣伝費	672,000	パンフレット等作成費用
研修費	80,000	
業務委託費	792,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	378,000	
申立費用助成	1,235,260	成年後見制度利用助成事業他
雑費	30,784	

② 管理費

② 管理費	7,686,182	
役員報酬	1,091,100	役員報酬
給料手当	3,099,454	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,830,568	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	37,301	
その他報酬	468,180	法律専門職報酬
消耗品費	167,400	
事務用品費	57,000	
通信費	159,000	
賃借料	152,019	
修繕費	135,760	
支払手数料	128,400	
業務委託費	198,000	議事録作成（理事会）
分担金	162,000	

経常費用計 **40,058,203**

当期経常増減額 **0**

当期一般正味財産増減額 **0**

収支予算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	945,000			945,000
受取利息	500			500
負担金収入	31,426,521	7,686,182		39,112,703
経常収益計	32,372,021	7,686,182	0	40,058,203
(2) 経常費用				
①事業費	32,372,021	0		32,372,021
給料手当	17,867,309	0		17,867,309
法定福利費	3,812,535	0		3,812,535
福利厚生費	106,222	0		106,222
その他の報酬	4,705,420	0		4,705,420
消耗品費	390,600	0		390,600
事務用品費	133,000	0		133,000
賃借料	1,028,851	0		1,028,851
保険料	143,000	0		143,000
修繕費	111,440	0		111,440
旅費交通費	220,800	0		220,800
通信費	515,000	0		515,000
支払手数料	149,800	0		149,800
広告宣伝費	672,000	0		672,000
研修費	80,000	0		80,000
業務委託費	792,000	0		792,000
分担金	378,000	0		378,000
申立費用助成	1,235,260	0		1,235,260
雑費	30,784	0		30,784
②管理費	0	7,686,182		7,686,182
役員報酬	0	1,091,100		1,091,100
給料手当	0	3,099,454		3,099,454
法定福利費	0	1,830,568		1,830,568
福利厚生費	0	37,301		37,301
その他報酬	0	468,180		468,180
消耗品費	0	167,400		167,400
事務用品費	0	57,000		57,000
通信費	0	159,000		159,000
賃借料	0	152,019		152,019
修繕費	0	135,760		135,760
支払手数料	0	128,400		128,400
業務委託費	0	198,000		198,000
分担金	0	162,000		162,000
経常費用計	32,372,021	7,686,182	0	40,058,203
当期経常増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0